

施設利用料金の改定について(お知らせ)

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。
なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額(木曾川祖父江緑地)

指定管理者：岩間造園 株式会社

木曾川祖父江緑地

(単位：円)

施設名	区分	単位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
庭球場使用料		1コート 2時間につき	620	630
		1コート 4時間につき	1,230	1,250
		1コート 8時間につき	1,850	1,880
水泳場使用料		中学生以下の者 1人1回につき	200	200
		その他の者 1人1回につき	400	450